

保険外併用療養費について

『180日超入院に係る選定療養費』

入院医療の必要性が低くなっても諸事情により入院が長期に渡り、（同入院以前3ヶ月以内に同一の傷病でいずれかの医療機関での入院を含む）入院期間が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合をのぞき、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費「選定療養費（保険外）」として；

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）におきまして、2,190円／日 を自己負担していただきます。

対象の患者さまには、事前にご案内・ご説明をさせていただきます。

厚生労働大臣が定める場合とは；同大臣が定める難病に罹られている方、重症者病室に入院されている方、悪性新生物に対する重篤な状態の治療を実施している方、人工透析を週2回以上実施している方、呼吸管理を実施している状態の方、肺炎等の治療を実施している状態の方等です。